

帯広市乳幼児等医療費特別給付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第5号

帯広市乳幼児等医療費特別給付金条例の一部を改正する条例

帯広市乳幼児等医療費特別給付金条例（昭和47年条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第1条中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第2条第3号中「乳幼児等」を「子ども」に、「満12歳」を「満15歳」に改め、同条第4号中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第3条中「乳幼児等」を「子ども」に、「帯広市重度心身障害者」を「及び帯広市重度心身障害者」に改め、「及び所得の額が規則で定める額以上である保護者（乳幼児等の生計を主として維持する者に限る。）に監護されている者」を削る。

第4条第2項を削る。

第7条中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の帯広市乳幼児等医療費特別給付金条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の日前に対象者が受けた療養に係る特別給付金の支給については、なお従前の例による。